

## みよし市働き方改革推進支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

みよし市働き方改革推進支援業務委託

### 2 事業目的

現在の業務量や業務遂行における課題を把握するとともに、その改善に向けて検討、分析を行い、業務の効率化に向けた解決策等について検討を行うことにより、適正な組織運営に資する体制及び効率的、効果的な業務遂行の実現、職員の改善意識の定着を図り、業務プロセスの見直しや働き方改革につなげることを目指し、その調査、分析、提案を受け、短時間で成果をあげる生産性の高い働き方への転換を図る。

### 3 委託業務の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日まで

### 4 委託料の上限額

金 2,599,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 委託料の支払い

業務完了後に一括して支払う

### 6 事業の内容

庁内モデル職場 3 部署に対して、以下の働き方見直しに関する業務を行う。

#### (1) 事前ヒアリングの実施

具体的な取組内容を実施するために、モデル職場に対し、事前のヒアリングを行う。

#### (2) 初回ミーティングの実施

生産性を阻害する問題点の洗い出し、問題の構造化、優先順位付け、テーマ決定を行う。

#### (3) フォローアップミーティングの実施

テーマの現状分析、改善方法の検討、実施内容の確認、検証方法の検討、検証、成果、効果の確認を行う。（1 か月に 1 回ずつ、5 回以上実施すること。）

#### (4) 報告会の実施

各モデル職場での成果を報告する最終報告会を実施する。また報告会資料等への助言を行うこと。

#### (5) 実施報告書の作成

業務の成果及び問題点等について、分析し、全庁的な展開に向けた提案を含めた実施報告書を作成し、提出すること。

### 7 審査項目

審査は、企画提案の内容、実施体制、遂行技術力、受託実績、価格の 5 項目により審査する。

#### (1) 企画提案の内容

地方自治体の業務の性質を把握し、働き方見直しの必要性を理解し、モデル職場において、働き方改革の必要性が定着することが期待でき、働き方見直しの結果として、時間外勤務時間数の縮減を目指す具体的な提案であるかを審査します。

## 8 その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報は、個人情報保護法又は、みよし市個人情報保護条例により適切に管理すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、みよし市と十分に協議して実施すること。
- (3) 本業務にかかる成果物の著作権を、全てみよし市にあるものとする。
- (4) 本仕様に定めのない事項又は業務上、疑義が発生した場合は、みよし市と受託者が協議のうえ、業務を進めるものとする。